

退院支援加算1と2の施設基準と算定要件など

項目	退院支援加算1	退院支援加算2
点数(一般病棟入院基本料等)退院日	600点	190点
点数(療養病棟入院基本料等)退院日	1200点	635点
退院調整部門の設置	専従1名(看護師または社会福祉士)	
退院支援職員の配置	退院支援業務等に専任する職員を2病棟に1名以上	
医療機関・介護事業所との連携構築	20以上の医療機関または介護サービス事業所等と転院・退院体制についてあらかじめ協議し、連携を図っている	
医療機関・介護事業所との情報共有	連携医療機関または介護サービス事業所等の職員と退院支援・地域連携職員が、3回/年以上の頻度で面会し、転院・退院体制について情報の共有等を行っている	
介護支援連携指導料算定回数	加算の算定対象病床100床当たり年間15回以上(療養病棟等は10回以上)	
退院困難患者の早期抽出	入院後3日以内に新規入院患者の把握および退院困難患者の抽出	
入院早期の患者及び家族との面談	入院後7日以内(療養病棟等は14日以内)に患者および家族と病状や退院後の生活も含めた面談	できるだけ早期に患者および家族と病状や退院後の生活も含めた面談
多職種協働カンファレンスの実施	入院後7日以内にカンファレンスを実施	カンファレンスの実施